

中津市建設工事等入札参加資格者の指名停止措置について

1. 指名停止措置業者名

(株)フソウ

指名停止措置業者の住所

香川県高松市郷東町792-8

2. 指名停止措置期間

令和5年7月6日から令和5年8月5日まで(1か月間)

3. 指名停止措置要件

中津市契約規則施行細則第10条別表第2措置要件11に該当

4. 指名停止措置理由

(株)フソウの使用人らは、平成30年8月6日に行われた埼玉県三郷市発注の配水場機械設備更新等工事の一般競争入札において、同市水道部の主幹兼係長から、秘密事項である予定価格に近い金額を事前に入手して落札し、その謝礼として、飲食やゴルフ等、7回にわたる約11万円相当の接待を行ったため。

【お問い合わせ先】

中津市 総務部 契約検査課 契約係

TEL 0979 (62) 9875 (内線 701・702)